

## ○御杖村防犯活動団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、地域の防犯活動を推進し、より一層の安全で安心な暮らしに寄与するため、防犯活動に取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御杖村補助金交付規則(平成15年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金は、次に掲げる御杖村防犯活動団体(以下「団体」という。)に対し、交付するものとする。

(1) 御杖村駐在所連絡協議会

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、団体の運営経費の範囲内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の範囲内で村長が定める額とする。

(交付申請書の様式)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、御杖村防犯活動団体補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第4条の補助金交付決定通知書の様式は、御杖村防犯活動団体補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

御杖村防犯活動団体補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

御杖村防犯活動団体補助金交付決定通知書

[別紙参照]